

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

(令和4年6月)

【注意事項】

1. 試験時間は、60分間です。
2. 試験開始の合図があるまで、問題は開けないでください。
3. 問題用紙は、表紙を含めて6枚です。
4. 問題用紙は、持ち帰らないでください。
5. 不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場いただきます。
なお、試験は不合格となります。
6. 解答が終わり途中退室を希望される方は、挙手にて係員にお知らせください。
係員が試験問題等を回収した後、他の受験者の迷惑とならないよう静かに退室してください。

※ 携帯電話等の電源は他の受験者の迷惑となりますので、必ず電源をお切りください。

申請者名

記入者氏名

一般貸切旅客自動車運送事業に係る法令知識について

(注意事項)

1. 本問題中「事業者」とあるのは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」を指します。
2. 設問の文中には、条文の一部を省略しているものもあります。

I. 次の1から26までの文章で、正しいものには○印を、誤っているものには×印を（ ）内に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、公共の福祉を増進することが謳われている。
(道路運送法第1条) (○)
2. 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別ごとに受けなければならない。
(道路運送法第4条) (○)
3. 事業者は、認可を受けた運賃の範囲内で運賃を定め、あらかじめその旨を届け出なければならない。
(道路運送法第9条の2) (×)
4. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、国土交通省令で定めるところにより、運賃及び料金並びに運送約款を公示しなければならない。
(道路運送法第12条) (○)
5. 一般貸切旅客自動車運送事業の営業所の名称を変更するときは、事業計画変更の認可を受ける必要がある。
(道路運送法第15条) (×)
6. 事業者は、災害その他緊急を要する場合や国土交通大臣が認める場合等を除き、発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送をしてはならない。
(道路運送法第20条) (○)
7. 事業者は、災害の場合その他緊急を要するとき及び、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき以外には、乗合旅客の運送をしてはならない。
(道路運送法第21条) (○)
8. 事業者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重しなければならない。
(道路運送法第22条の2) (○)

9. 事業者は安全統括管理者を選任し、又は解任するときには、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(道路運送法第22条の2) (×)

10. 事業者は営業所ごとに最低1名の運行管理者を選任する義務があるが、事業用自動車30両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要がある。

(道路運送法第23条) (×)

11. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

(道路運送法第25条) (○)

12. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要である。

(道路運送法第29条) (×)

13. 事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(道路運送法第30条) (○)

14. 事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合がある。

(道路運送法第40条) (○)

15. 自動車を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他の国土交通省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

(道路運送法第95条) (○)

16. 旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。

(運輸規則第2条) (○)

17. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情の申出を受け付けた場合には、法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。

(運輸規則第3条) (○)

18. 事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を営業所に公示した後でなければ、これを実施してはならない。

(運輸規則第4条) (○)

19. 事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。

(運輸規則第18条) (×)

20. 事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡したときは、すみやかに、その旨を家族に通知し、また、遺留品を保管しなければならない。

(運輸規則第19条) (○)

21. 事業者は、乗務しようとする運転者に対して点呼を行い、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えなければならない。

(運輸規則第24条) (○)

22. 旅客自動車運送事業者は、日々雇い入れられる者を事業用自動車の運転者として選任してはならない。

(運輸規則第36条) (○)

23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が退職等により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る乗務員台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを3年間保管しなければならない。

(運輸規則第37条) (○)

24. 旅客自動車運送事業者は、営業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに管轄する運輸支局に提出しなければならない。

(旅客自動車運送事業等報告規則第2条) (×)

25. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、死者又は重傷者が生じた事故等、国土交通省令で定められている一定の事故を引き起こした場合については、24時間以内に事故の概要を運輸支局長(陸運事務所長)に速報しなければならないが、速報を行った場合については、事故の日から30日以内に行う自動車事故報告書の提出を省略することができる。

(事故報告規則第4条) (×)

II. 次の各文中の()の部分にあてはまる語句を下から選び()内に記号を記入しなさい。

26. 「旅客自動車運送事業」とは、(ウ)に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいう。

(道路運送法第2条)

ア. 自己の目的 イ. 自治体等の要請 ウ. 他人の需要

27. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(イ)を受けなければ、その効力を

生じない。

(道路運送法第36条)

ア. 許可 イ. 認可 ウ. 承認

28. 旅客自動車運送事業者は、(ア)の責務を定めることその他国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

(運輸規則第2条の2)

ア. 経営の責任者 イ. 事業の責任者 ウ. 運行の責任者

29. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、事業用自動車の運転者の(イ)及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。

(運輸規則第21条)

ア. 休憩時間 イ. 勤務時間 ウ. 出勤時間

30. 事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合は、当該自動車の瞬間速度、(エ)及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

(運輸規則第26条)

ア. 運行回数 イ. 瞬間出力 ウ. 運行系統 エ. 運行距離

31. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時(イ)しておかなければならない。

(運輸規則第35条)

ア. 確保 イ. 選任 ウ. 募集

32. 旅客自動車運送事業者は、(イ)歳以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。

(運輸規則第38条)

ア. 60 イ. 65 ウ. 70

33. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、(イ)の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

(運輸規則第45条)

ア. 運行管理者 イ. 整備管理者 ウ. 従業員

34. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、乗務しようとするとき及び乗務を終了したときは、当該旅客自動車運送事業者が行う(ア)を受け、報告をすること。

(運輸規則第50条)

ア. 点呼 イ. 確認 ウ. 面談

Ⅲ. 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の枠内から選び、記号を記入しなさい。

35～37.

旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（エ）以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が（ク）で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により（キ）しなければならない。

（運輸規則第47条の7）

ア. 15日	イ. 30日	ウ. 60日	エ. 100日	オ. 1年
カ. 法	キ. 公表	ク. 告示	ケ. 通達	コ. 命令
サ. 省令	シ. 報告	ス. 指導	セ. 届出	ソ. 回答

38～40.

運転者の拘束時間は、一日（ク）時間以内を基本とし、休息期間は継続（ウ）時間以上が必要となる。また、運転時間は二日間の平均で（エ）時間が限度である。

（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第5条）

ア. 六	イ. 七	ウ. 八	エ. 九	オ. 十
カ. 十一	キ. 十二	ク. 十三	ケ. 十四	コ. 十五